

令和8年第2回定例会

請願文書表

令和8年請願第1号

ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採
択を求める請願

請 願 文 書 表

請 願 名	ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願
受 理 番 号	令和 8 年請願第 1 号
受 理 年 月 日	令和 8 年 5 月 8 日
請 願 者 の 住 所 ・ 氏 名	茨城県鉾田市札822-34 KHJ茨城県／鹿行地区家族会 世話人代表 小林 幸弘
紹 介 議 員	大野 みどり、札野 章俊
付 託 委 員 会	健康福祉委員会
<p>【請願趣旨】</p> <p>内閣府が2023年3月に公表した「子ども・若者の意識と生活に関する調査」によると、ひきこもり状態にある人は、15歳から64歳までの年齢層の約2%、146万人に及ぶと推計されており、幅広い年代のニーズに対応した支援が求められています。</p> <p>また、特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会の調査などによると、ひきこもり状態の人のうち40代と50代が全体の4割を占めているほか、ひきこもり期間が10年以上となるケースが最も多いなど、ひきこもりの高齢化や長期化が進んでおり、80代の親が50代の子を支える、いわゆる「8050問題」をはじめ大きな社会問題となっています。</p> <p>ひきこもり支援に関係した法整備については、2010年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」がありますが、対象が40歳未満という若者世代に限られており、また2015年に施行された「生活困窮者自立支援法」は対象を「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に限定していることから、それぞれの法の隙間で支援を受けることができないケースが生じている現状があります。</p> <p>また、国においては、ひきこもり支援の核として、2022年度から相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を開始したものの、実施は一部の市町村にとどまっています。</p> <p>このような状況を踏まえ、ひきこもり状態にあるすべての世代の人を支援対象とするとともに、必要な施策や支援体制等を明文化し、ひきこもりの人が全国どこでも必要な支援を受けられるよう、国に対して下記の事項を強く要望し、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関へ意見書を提出することを請願します。</p> <p>【請願事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ひきこもり支援基本法を制定すること。 2 ひきこもり状態にある当事者、それを抱える家族に対して、当該者のニーズに応えた支援を伴走型で行う支援体制を整えること。 3 「子ども・若者育成支援推進法」「生活困窮者自立支援法」を柔軟に運 	

用し、ひきこもり状態の人への具体的な支援が届くようにすること。
4 当面、厚労省「ひきこもり支援推進事業」を全国の自治体が法的義務として受け止め取り組めるようにすること。